

## 質問回答書

業務名：公用車を活用したEVカーシェアリング実証事業

番号	質問	回答
1	弊社とパートナー企業の2社による共同企業体により、公募参加を検討している。両社ともまだ入札参加資格を取得していないが、両社とも入札参加資格の取得が必要か。	共同企業体の代表構成員の入札参加資格が必要となります。(実施要領4 参加資格(4)に記載のとおり)
2	入札参加資格は、具体的にいつまでに取得している必要があるか。	5月8日に予定するプロポーザル審査会までに取得してください。
3	業務内容に充電器工事が含まれるが、公募参加する企業もしくは共同企業体の構成員自身が、「電気工事業登録」もしくは「建設業許可」を取得している必要があるか。あるいは、公募参加する企業もしくは共同企業体の構成員自身が取得していなくても、工事を委託する先の事業者が取得していればよいか。	充電器設置工事については、電気工事法に基づき登録されている事業者が実施してください。(必ずしも受託者本人である必要はありません。)
4	事業者側の負担で、実証期間内に車種を変更してもよいか。(例えば、令和8年度中は現行モデルEV、令和9年度以降は新型モデルEV)	仕様書の条件を満たしていれば問題ありません。
5	実証期間内の充電器は、滋賀県の資産という扱いになるのか。	受託者所有となります。
6	カーナビについて、テレビ放送が映らない仕様でもよいか。	ナビゲーションシステムが搭載されていれば、問題ありません。
7	受託者自身が「自家用自動車有償貸渡業」の許可を取得している必要があるか。	お見込みの通りです。
8	参加申込書の提出後、企画提案書提出までに辞退することは可能か。	可能ですが、準備の都合上お早めにお申し出ください。
9	弊社とパートナー企業の2社による共同企業体の公募参加の場合、参加申込書には2社とも記載するのか、あるいは代表企業について記載すればよいか。	「商号または名称」には共同事業体名、「代表者職・氏名」には代表事業者名、職名および代表者名を記載ください。 (例「商号または名称：〇〇および〇〇により構成する共同事業体」「代表者職・氏名：〇〇株式会社 代表取締役 〇〇」等)

10	参加申込書の押印箇所は実印が必要か、電子印でもよいか。	電子印は認められません。
11	「過去5年間において、本業務に関連する業務を請け負った実績を示すこと。その際、業務実績については、契約書（仕様書）の写し等により請け負った内容を確認できる書類を添付すること」とあるが、金額等は他自治体の事前合意を得られない可能性があるものは提出せず、業務内容がわかるような仕様書等があればよいという意図でよいか。	お見込みの通りです。必要であれば黒塗り等でご対応ください。
12	企画提案書 5. 同種業務の受託実績について、「過去5年間において」とは、過去5年間において契約があり、現時点で1年以上の提供実績があれば、実績があると見なしてよいか。	複数年契約の場合で、単年分実績の報告を完了している、もしくは一部支払いが行われており一部完了しているものについては、実績があるとみなします。
13	仕様書 p.5 「キ カーシェア車両での充電にかかる電気使用料」について、p.3 テに記載の充電カードの基本使用料及び車両使用者による充電費用も含まれる認識でよいか。	お見込みの通りです。
14	仕様書 p.5 「サ その他本委託業務により生じる費用」について、カーシェア車両を快適に利用いただくための車両清掃（洗車、車内清掃等）も含まれる認識でよいか。また、清掃の頻度は月2回程度が妥当と認識をしているが、よいか。	お見込みの通りです。清掃頻度については、利用状況にもよりますが、現時点ではご認識の頻度で妥当と考えております。

※ 一部の質問について、質問の趣旨が変わらない範囲で表現を修正しております。